

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	幸後 洋子
登録番号又は法人番号	85390520
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所名称	幸後行政書士事務所
事務所所在地	愛媛県松山市西石井6丁目7番15号
処分年月日	令和2年1月20日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（2年間） （令和2年1月20日から令和4年1月19日まで）
上記処分をした理由	<p>上記会員は、</p> <p>（1）平成30年7月（日不詳）、依頼人（建設業会社）から一般建設業の大臣許可の更新申請を受任したものの、申請をしなかったため平成30年9月30日、依頼人の許可が失効した。その際、大臣許可の取得には3ヶ月程度を要するため知事許可の取得後に大臣許可の取得をすることを提案し、依頼人がこれを了承し、平成30年11月15日付で愛媛県知事許可の通知を受けた。その後、業務（大臣許可の新規許可申請）を正当な理由なく長期間にわたり放置し、依頼人の工事の遂行に多大な影響を与え、損害を生じさせた。</p> <p>（2）平成31年3月、依頼人からの業務の進捗状況についての問い合わせに対し、一般建設業の大臣許可申請においては「下書き審査」が存在しないにも関わらず、依頼人に対し「下書き審査中」であるとの不可解な回答をしている。</p> <p>（3）令和元年6月初めから7月初め、依頼人からの業務の進捗状況についての問い合わせに対し、これに返信をせず、そのまま連絡をしないなど誠実に対応しなかった。</p> <p>（4）令和元年7月19日、依頼人から建設業に纏わる手続き一切を他の行政書士に依頼する旨の通知を受けた後、令和元年7月22日に依頼人を訪問し、一般建設業の大臣許可申請では第三者証明書は必要とされていないにも関わらず、自らが第三者証明書の証明者を探していた旨の不可解な弁明をしている。</p> <p>上記行為は、行政書士法第10条及び第13条並びに愛媛県行政書士会会則第45条、第46条、第47条及び第48条の4第1項に違反する。</p>

<p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p>行政書士法第 10 条  行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 13 条  行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>愛媛県行政書士会会則第 19 条  個人会員に対する処分は、次のとおりとする。  (1) 省略  (2) 2年以内の会員の権利の停止  (3) 省略  2 省略</p> <p>愛媛県行政書士会会則第45条  会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>愛媛県行政書士会会則第46条  会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>愛媛県行政書士会会則第47条  会員は、公正迅速にその業務を取り扱わなければならない。</p> <p>愛媛県行政書士会会則第 48 条の 4  会員は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則、本会の会則及び規則等を遵守しなければならない。  2 省略</p>
-----------------------------	--